

群馬大学大学院理工学府附属元素科学国際教育研究センター規程

平成26.4.1 制定

改正 平成27.4.1 平成29.9.13

令和 7.4.1

(設置)

第1条 群馬大学大学院理工学府に、群馬大学大学院理工学府附属元素科学国際教育研究センター（以下「元素センター」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 この規程は、元素センターに関して必要な事項を定める。

(目的)

第3条 元素センターは、炭素、ケイ素及びフッ素科学等を基盤とする元素科学の教育研究拠点を構築することを目的とする。

(組織)

第4条 元素センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) ケイ素科学部門
- (2) 炭素科学部門
- (3) フッ素等ヘテロ元素科学部門
- (4) 元素科学展開教育研究部門

(業務)

第5条 元素センターは、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 元素科学の教育システムの構築に関すること。
- (2) 元素科学の創成に関すること。
- (3) 元素科学の分野において国際的に活躍できる研究者の育成に関すること。
- (4) 元素科学に係る国内外の研究機関及び研究者とのネットワーク形成に関すること。
- (5) その他元素センターの目的を達成するために必要な業務

(職員)

第6条 元素センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 元素センターの主担当を命ぜられた教員
 - (4) 元素センターの担当を命ぜられた教員
 - (5) 研究員
 - (6) その他必要な職員
- 2 センター長の選考は、元素センターの主担当を命ぜられた教員及び理工学府の主担当を命ぜられた教授のうちから、学府長が行う。
 - 3 センター長は、センターの業務を掌理する。
 - 4 副センター長は、センター長を補佐する。
 - 5 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長又は副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 元素センターの担当を命ぜられた教員は、理工学府の主担当を命ぜられた教員及び客員教員をもって充てる。

(運営委員会)

第7条 元素センターの運営の基本的事項を審議するため、元素センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(事務)

第8条 元素センターの事務は、桐生地区事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、元素センターに関して必要な事項は、学府長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。